

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会

指導歯科衛生士制度施行細則

第 1 条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会指導歯科衛生士制度規則（以下「規則」）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

第 2 条 規則第 5 条における指導歯科衛生士の認定は、申請時において次の各号に該当する者であって、認定審議委員会の審査で可否を判定し、理事会の議を経て行う。

- (1) 本会認定歯科衛生士。
- (2) 通算 8 年以上歯周治療に携わった者およびこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (3) 認定歯科衛生士認定後継続して 5 年以上の学会正会員または準会員 B を有する者。
- (4) 年次大会・支部教育研修会への参加が 3 年間で 3 回以上である者。
- (5) 本会指導医もしくは本会会員の歯周病学会歯周病専門医による推薦書。
- (6) 教育研修単位が 50 単位以上ある者（附表 1）。
- (7) 指導歯科衛生士審査に合格した者。

2. 指導歯科衛生士審査については別に審査施行細則を定める。

第 3 条 規則第 6 条により認定された者は、あらかじめ登録料を納付しなければ指導歯科衛生士認定証の交付を受けることができない。

第 4 条 規則第 10 条に関し、指導歯科衛生士の諸事情による休職等により、学会活動が困難な場合など止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定審議委員会が認めた場合には、認定資格保全のため 3 年以内の更新期限の延長を認める。復帰後、学会活動が困難だった理由を記した届けを認定審議委員会へ提出し認定審議委員会で認めた場合は、生涯研修取得のみで認定の更新の申請を認める。

2. 未更新による指導歯科衛生士資格喪失者が再び指導歯科衛生士を申請するときは、手数料を添え申請書および症例報告書（中等度以上の慢性歯周炎症例もしくは侵襲性歯周炎および特殊な歯肉炎を含み、メンテナンスまたは SPT に入った症例）を提出し、書類審査を受けなければならない。

第 5 条 規則第 9 条における、指導歯科衛生士更新の生涯研修単位基準は、附表 2 に定める生涯研修単位の合計単位による。所定の研修単位は 5 年で研修会出席は 50 単位以上、業績発表および本会事業への業績 10 単位以上の計 60 単位以上とし、本会年次大会に 1 回以上参加することを必須条件とする。

第 6 条 指導歯科衛生士の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書と指導歯科衛生士研修記録簿を認定審議委員会に提出しなければならない。

2. 指導歯科衛生士更新の申請は、更新時の 1 年前から行うことができる。

第 7 条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 認定申請料 1 万円

1. 登録料 1万円
1. 更新手数料 1万円

第8条 この規則の変更は、理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附 則

本施行規則は、令和2年6月7日より施行する。